

化したことにより、日本漁船の「拿捕」が増加しました。九三年十一月、九四年八月及び九六年八月にはロシア側の銃撃により負傷者が出たほか、九四年十月には、漁船が沈没する事例もありました。

日本政府は領土問題に関する我が国の立場を損なうことがあつてはならないとの基本的立場の枠内で何ができるかにつき検討を重ね、九四年十一月のサスコベツ第一副相訪日の際に、この水域における操業秩序を確保する枠組みを設定するための交渉を開始するとロシア側との間で合意することができました。

九五年三月のモスクワにおける第一回交渉以後、計十三回にわたる交渉の末、九七年十二月に実質合意に至り、九八年二月には協定の署名が行われました。同年五月に協定が発効し、同年十月から我が国漁船の操業が開始されました。

二〇〇六年八月、北方四島周辺水域において日本漁船がロシア警備艇から銃撃を受けて「拿捕」され、乗組員一名の生命が失われるという事件が発生しました。この事件は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場からも、また、銃撃により人命が失われるという極めて由々しき事態が生じたことから、我が国として容認し得ないものであり、事件発生直後から麻生外相を始めあらゆるレベルでロシア側に対し嚴重に抗議するとともに、再発防止等を要求しました。なお、この事件以後も、依然として「拿捕」事件は発生しており、我が国は機会をとらえて抗議を行っています。

領土問題が未解決である現状においては、北方四島周辺水域における漁業協力の既存の枠組みが、日本漁船の安全かつ安定的な操業を確保していく上で重要な役割を果たしています。政府としては、引き続きこれらの枠組みを堅持し、その下での操業を互恵的な形で維持し、発展させていくこと、また、日露双方の関係当局間の連携・

協力を一層強化していくことが重要と考えています。

12. むすび

一九四五年にソ連が北方四島を不法に占拠して以来、一九五六年の日ソ共同宣言に基づき日ソ間に外交関係が回復された後も、長い間にわたり、ソ連は領土問題の存在すら認めなかつた時期がありました。しかし、ソ連崩壊後、新生ロシアは、第二次世界大戦における戦勝国、敗戦国の区別にこだわることなく、領土問題を「法と正義」に基づいて解決するという立場を示すようになりました。九三年の東京宣言は、領土問題を北方四島の帰属に関する問題であると位置付けるとともに、領土問題を、歴史的・法的事実に立脚し、両国の合意の上作成された諸文書及び「法と正義」の原則を基礎として解決するとして平和条約交渉に関する明確な交渉指針を示したものと、平和条約交渉の原点ともいうべき文書で、今後の交渉もこの東京宣言に基づいて行われていくことが必要です。

一方、ロシア政府は、二〇〇六年八月に、北方四島のインフラ整備や水産部門の発展等を目的とする「二〇〇七年から二〇一五年までのクリル諸島社会・経済発展」連邦特別プログラム」を承認し、北方四島の開発に力を入れ始め、近年、実際にロシア側において北方四島のインフラ整備等が進んでいます。また、近年ロシア政府は、北方領土問題をめぐり、「第二次世界大戦の結果として両国間に形成され国連憲章でも確認された客観的に存在している領土の現実」なる独自の主張を行い、自らの北方四島占拠の事実を正当化しようとする動きが見られるようになっていきます。

しかしながら、北方領土問題は日露両国政府が対話を通じて解決しなければならぬ最大の懸案であることには変わりはありません。同時に、日露両国は大変重要な隣国であり、特に、経済協力はロシアのみならず、日本の企業、ひいては日本にとって裨益するものであり、いわゆるウイン・ウインの関係を築ける分野です。また、アジア太平洋地域における戦略環境が変わりつつある中、ロシアがこの地域への統合の動きを見せつつあるとともに自国の近代化を進めています。このような中、あらゆる分野において関係を発展させ、アジア太平洋におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築することは、両国の戦略的利益に合致します。そのような関係を構築するためにも、北方四島の帰属に関する問題を解決して平和条約を締結することが不可欠です。

以上のような観点から、政府としては、今後も政治対話の機会をとらえ、領土問題の最終的解決に向けて具体的進展を図るべく、強い意思をもってロシアとの交渉を行っていく考えです。

政府がロシアとの交渉を強力に推進するためには、国民の一人一人の理解と協力が不可欠です。そのためにも北方領土返還に対する国民の総意をますます強固なものとし、これを明確に表明し続けなければならぬと考えます。